

直島町ホームページ広告掲載取扱要綱に係る運用基準

この基準は、直島町ホームページ広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものである。

1 広告掲載の範囲

要綱第6条第10号により町長が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
- (2) 申込者以外の者の広告となるもの
- (3) 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明なもの
- (4) 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
- (5) 「不動産の表示に関する公正競争規約」（公正取引委員会認定）の表示に関する規定に反しているもの
- (6) 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、内容が不明確なもの
- (7) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの
- (8) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種に関するもの
- (10) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (11) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (12) ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの
- (13) たばこに関するものや喫煙行為を奨励する内容のもの
- (14) 酒類に関するものや飲酒を奨励する内容のもの
- (15) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団に関するもの
- (16) 寄附金の募集に関するもの
- (17) いわゆる健康食品に関するもので、医薬品的な効能・効果を表現しているもの
- (18) 皇室の写真、紋章、その他皇室関係のものを私用したもの
- (19) 個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名目的のもの
- (20) 社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
- (21) 公的機関・行政機関から指名停止などの行政指導、処分を受け、その後も改善がなされていない者のもの
- (22) あたかも直島町が推奨しているかのような表現を含むもの又は直島町ホームページの一部であるかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (23) 直島町の推進している施策に反するもの
- (24) その他当該申込者に係る情報を考慮し、掲載が適当でないと町長が判断するもの

2 広告の表現について

町ホームページに広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、要綱に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含む広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

ウ ラジオボタン（あたかも選択できるような誤解を与えるもの）

エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

オ プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

カ G I Fアニメーション

(2) 町ホームページとの区別化

閲覧者が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が直島町の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(3) 色調及び解像度

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(4) その他注意事項

ア 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること

イ ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと

ウ ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと

3 広告枠等

要綱第3条第2項の規定により町長が定めるのは、次のとおりとする。

(1) 広告の枠数は、8枠とする。ただし、状況により枠数を増減するものとする。

(2) 広告の位置は、町ホームページのトップページ下段とする。

(3) 広告の掲載順は、掲載決定したものの中から申込み先着順に左から配置するものとする。

4 広告の掲載開始日及び終了日

要綱第4条第2項に規定する広告の掲載開始日及び掲載終了日は、掲載開始日を原則として月の初日とし、月の初日が休日に重なるときはその翌日以降最初の平日として、掲載終了日を翌月分の掲載開始日の前日とする。ただし、掲載の切り替えは、原則として掲載開始日の午前中に行うものとする。

附 則

この基準は、平成19年5月1日から施行する。